

毎週火・金曜日発行(但し休日に当るとなるときは、土)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 告示

豚コレラ予防に関する規則による豚等の移入を禁止する区域の指定

家畜伝染病予防法に基づく鶏及びみつばちのひな白痢検査及びふそ病検査の実施

家畜伝染病予防法に基づく牛のピロプラズマ病検査及びだに駆除の実施

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理

国民健康保険法により申し出の受理があつたものとみなされる療養取扱機関

もとのとみなされる療養取扱機関

告 示

鳥取県告示第二百四十五号

昭和三十八年五月十五日

鳥取県告示第二百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏及びみつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 実施の目的 ひな白痢並びにふそ病予防のため
二 實施の区域及び場所 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏及びみつばち
四 實施期日 別表のとおり

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十八年五月十五日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろ

00786

3 昭和38年5月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号 (第3種郵便物認可)

六月 十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一 日	三十日	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日 上阪 上阪 大坂上 大阪中、下 白谷 笠木 茶屋 下阿毘縁 大谷、中津合 多里 花口上 花口下 上石見 神戸上
-----------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

00785

昭和38年5月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号 (第3種郵便物認可) 2

五 注射、検査及び駆除の方法

ひな白痢……ひな白痢急速診断法
ふそ病……肉眼的検査、成蜂群の性状、産卵巣の性状、蜂児の性状、細菌学的検査、直接塗抹による芽胞の検出

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所
五月二十三日 気高郡青谷町鶩尻 中島種鷄場
"二十四日 " 気高町高江 幸山"
ふそ病検査

実施期日 実施区域 実施場所
五月二十二日 気高郡気高町宝木 鹿野町閉野 松田養はう場
" " 気高町飯里 費島養はう場
宿 "

鳥取県告示第二百四十七号
家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、

牛のピロプラズマ病検査及び駆除を実施するから、
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し、検査及び駆除を受けることを命ずる。
昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石破 二朗

一 実施の目的 牛のピロプラズマ病予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び駆除の方法
牛のピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
だに駆除……BHC撒布

別表
実施期日 実施区域 実施場所
五月二十二日 日南町 花口下

鳥取県告示第二百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗
同上受理年月日 昭三七、一〇、二六

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項による都道府県名
綾産婦人科 鳥取市川外大工町三一 東京都 昭三七、一〇、二九
垣田 病院 倉吉市東岩倉町二、二七九
〃
〃
〃

鳥取県告示第二百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗
同上受理年月日 昭三七、一二、一一
八、一

療養取扱機関名 所 在 地
綾田 医院 鳥取市藪片原六二の二
樋口歯科医院 鳥取県東伯郡羽合町田後三〇四番の三

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額 二五〇円(郵送料共)
一所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行白火金

同上受理年月日 昭三七、一二、一一
八、一